

岡崎市アパート・マンション建築又は宅地造成に伴うごみステーションの設置及び管理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内においてアパート・マンションの建築又は宅地造成する者に対し、ごみステーションの設置及び管理を指導することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) アパート・マンション

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第2号による特殊建築物に明記される共同住宅

(2) 建築

建築基準法第2条第13号による建築

(3) 宅地造成

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号による宅地造成

(4) ごみステーション 家庭から排出される廃棄物及び資源物の集積場所であって、次に掲げるものをいう

ア 可燃ごみステーション 「岡崎市一般廃棄物処理基本計画による可燃ごみ」を集積する場所

イ 不燃ごみステーション 「岡崎市一般廃棄物処理基本計画による不燃ごみ」を集積する場所

ウ リサイクルステーション 「岡崎市一般廃棄物処理基本計画による有害ごみ及び資源物の内、拠点回収によらないもの」を集積する場所

(5) 事業主

岡崎市内においてアパート・マンションの建築又は宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者

(6) 町総代

岡崎市内町内会の代表者

(7) 道路

ア 道路法（昭和27年法律第180号）による道路及び岡崎市法定外公共物管理条例（平成12年岡崎市条例第25号）第2条第1号に規定する道路

イ その他市長が認める道路

(8) 管理者

ごみステーションの管理責任を負う者及び団体

(地元協議)

第3条 事業主は、ごみステーションの設置及び管理について、事前に町総代と協議しなければならない。

2 設置したごみステーションを町内会と共同利用する場合には、運用方法についてごみステーションの使用開始前までに町総代と協議しなければならない。

(届出書の提出及び協議)

第4条 事業主は、次に掲げる行為の申請時及び通知後、ごみステーション設置協議届出書（様式第1号）を岡崎市へ提出し、ごみステーション設置の位置、規模、構造等について協議しなければならない。

(1) 建築基準法に基づく建築確認又は計画通知

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為

(3) 岡崎市都市計画区域外における開発行為に関する条例（平成17年岡崎市条例第147号）に基づく開発行為協議結果通知が交付された後

(設置要件)

第5条 ごみステーションの設置に係る要件は、ごみの種類ごとに次に掲げるとおりとする。

(1) 可燃ごみステーション

ア 20戸建以上のアパート・マンションの建築又は宅地造成については、当該敷地内等にごみステーションを設置すること。ただし、町総代と協議を行い、ごみステーションの設置が不要となる場合はこの限りではない。

イ 20戸建未満のアパート・マンションの建築又は宅地造成については、事前に町内会が管理するごみステーションへ排出するよう町総代と協議を行うこと。ただし、協議内容により岡崎市が認めた場合、当該敷地内等へごみステーションの設置をすることができる。

(2) 不燃ごみステーション

可燃ごみステーションと同じ条件とする。

(3) リサイクルステーション

ア 100戸建以上のアパート・マンションの建築又は宅地造成については、当該敷地内等にごみステーションを設置すること。ただし、町総代と協議を行い、ごみステーションの設置が不要となる場合はこの限りではない。

イ 50戸建以上100戸建未満のアパート・マンションの建築又は宅地造成については、事前に町内会が管理するごみステーションへ排出するよう町総代と協議を行うこと。ただし、協議内容により岡崎市が認めた場合、当該敷地内等へごみステーションの設置をすることができる。

ウ 50戸建未満のアパート・マンションの建築又は宅地造成については、町内会が管理するごみステーションへ排出するよう町総代と協議を行うこと。ただし、地元周辺状況を勘案し、特にごみステーション設置の必要性がある場合は、岡崎市と協議することができる。

(設置基準)

第6条 事業主は、原則として次の事項に留意してごみステーションを設置しなければならない。

(1) 位置

ア 収集車の横付け及び通り抜けが可能な道路に面し、作業に支障がない位置とすること。

イ 道路上において、収集車が後退運転を必要としない位置とすること。

ウ 歩行者及び他の車両への交通障害とならない等、周辺住民に配慮した位置とすること。

エ 岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例（平成17年岡崎市条例第146号）に適應した、道路後退した位置に設置すること。

オ やむをえず当該敷地内等へ収集車の進入が必要となる場合は、岡崎市の承認を得るとともに当該敷地内等への収集車の進入を承諾すること。

この場合、収集車敷地内進入承諾書（様式第3号）を、岡崎市に提出すること。

(2) 規模

ア 可燃ごみステーションの面積は、住居戸数に0.08㎡を乗じたもの以上とする。

イ 不燃ごみステーションの面積は、住居戸数に0.04㎡を乗じたもの以上とする。

ウ リサイクルステーションの面積は、住居戸数に0.08㎡を乗じたもの以上とする。

(3) 構造

ア コンクリート、ブロック等の腐食しない材質で、道路面と段差が無いなど、収集作業に支障とならない構造とすること。また、清潔に管理するための洗浄用水栓及び排水溝の設置並びに飛散防止対策を講ずることを推奨する。

イ 高さ80cm以上120cm未満、開口部100cm以上とする。（別紙標準図参照）ただし、特別な事情がある場合は、岡崎市と協議することができる。

ウ 複数の種類のごみステーションを設置する場合は、ごみステーションの区分けを適切に行い、ごみの種類ごとの表示を行うこと。

エ 店舗及び事務所等と併用するアパート・マンションについては、家庭系と事業系のごみステーションを分離すること。

オ 当該敷地内へ進入し収集作業を行う場合には、進入路が収集車に対応できる舗装及び設備を確保すること。

カ ごみステーション内へ一般車両が進入できないように、必要な防止対策を講ずること。

キ 特殊な形状及び材質のごみステーションを設置する場合は、あらかじめ岡崎市と協議すること。

ク 建築物の利用形態の変更等により、ごみステーションが前項に規定する基準に適合しなくなったときは、改めてごみステーション設置協議届出書を岡崎市へ提出し、速やかに当該基準に適合するよう必要な措置を講ずること。

(管理者の報告)

第7条 事業主は、管理方法及び管理者を明確にし、ごみステーション使用前までにごみステ

ーション管理者（変更）報告書（様式第2号）を岡崎市へ提出すること。ただし、ごみステーション使用前までに管理者の報告ができない場合は、事前に申し出ること。

2 管理者が変更となる場合は、管理者変更前までにごみステーション管理者（変更）報告書を岡崎市へ提出すること。

（管理者の責務）

第8条 管理者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 当該ごみステーションの施設及び排出されたものを適正に管理すること。
- (2) 当該ごみステーションを利用する者に対し、ごみ種類ごとの分別方法、排出場所、収集曜日、排出時間等を周知徹底すること。また、排出場所を周知する際は、直接現場を案内し周知徹底すること。
- (3) 度重なる周知にもかかわらず違反状態が甚だしく改善が見られない場合は、町総代及び岡崎市職員立ち会いのもと、違反ごみ袋の調査を行い、直接指導を行うこと。
- (4) ごみステーション付近の路上駐車防止策及び不法投棄防止策を講ずる等、収集作業に支障がないようにすること。
- (5) 町総代と協力し、収集作業後の清掃を実施し、常にごみステーションの清潔を保持すること。
- (6) ごみステーションの管理に関し、町総代から協力要請がある場合は、管理者から住民に対し積極的に参加させるよう指導すること。
- (7) 店舗及び事務所等と併用するアパート・マンションのごみステーションにおいては、ごみステーションへ事業系ごみが排出されないよう指導を行うこと。
- (8) その他、必要とする処置を講じること。

（仲介業者の責務）

第9条 賃貸型アパート・マンション等の仲介業を営むものは、前条第2号に掲げる指導を行うこと。

（設置及び維持に係る費用）

第10条 ごみステーション設置及び維持に係る費用は、事業主、管理者、利用者いずれかの負担とする。

（用地の寄附）

第11条 ごみステーションの用地を岡崎市に寄附する場合は、別に定めるごみステーション用地取得要綱及びごみステーション用地取得基準によるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に記載のない事項等については、岡崎市と協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。